

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 7 月 16 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1500128 号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1500024 号

第 1 結論

請求者の株式会社A（現在は、株式会社B）における平成 17 年 7 月 1 日から平成 22 年 2 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 17 年 7 月から平成 22 年 1 月までの標準報酬月額については、11 万 8,000 円から 24 万円とする。

平成 17 年 7 月から平成 22 年 1 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 7 月から平成 22 年 1 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月 1 日から平成 22 年 2 月 1 日まで

株式会社Aにおける標準報酬月額が 11 万 8,000 円になっている。当時の給料は 24 万円くらいで、24 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていた。給与支給明細書及び給料明細書（以下「給与明細書」という。）を提出するので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。給与明細書の事業所名は株式会社Cとなっているが、株式会社Aと株式会社Cは同じ会社である。

第 3 判断の理由

平成 17 年 7 月から平成 22 年 1 月までの請求期間については、請求者が提出した給与明細書により、請求者が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（11 万 8,000 円）を超える報酬月額の支払を受けていることが確認できる。

また、当該給与明細書により、本来の報酬月額は 24 万円であることが確認できる上、標準報酬月額（24 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、請求者が提出した給与明細書には株式会社Cの事業所名が記載されているが、株式会社Cの事業主は、「請求者を株式会社Cの従業員として採用し給料を支払っていたが、請求期間当時は、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったために、関連会社の株式会社Aの厚生年金保険に加入させた。」と回答しているところ、オンライン記録により、請求者は、請求期間において株式会社Aの厚生年金保険の被保険者になっていることが確認できる。

なお、請求者に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、11 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、標準報酬月額 11 万 8,000 円に相当する保険料を納付したことを認めていることから、事業主は、訂正後の標準報酬月額 24 万円に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500196号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500026号

第1 結論

請求者の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年8月1日から昭和50年2月1日に訂正し、昭和49年8月から昭和50年1月までの標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年8月1日から昭和50年2月1日まで

厚生年金保険の記録では、有限会社AのB工場に勤務していた昭和49年8月1日から昭和50年2月1日までの期間の記録がないが、この期間も継続して勤務していたので、調査して記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び有限会社Aの事業主の陳述から判断すると、請求者の請求期間に係る勤務形態及び業務内容に変更はなく、継続して当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」と陳述している上、請求者と同様に請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がない従業員の一人から提出された給与支払明細書及び昭和49年分給与所得の源泉徴収票により、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、昭和49年7月の厚生年金保険の記録から、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料は保管しておらず不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500030号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年4月6日から昭和50年6月1日まで

A社に勤務していた請求期間について、厚生年金保険の加入記録がない。請求期間は給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶がある上、一緒に勤務していた同僚には加入記録があることから、自分が加入していないのはおかしい。請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る複数の元従業員の証言から、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年5月9日であり、請求期間のうち、同日前の期間については、同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社の元事業主は、「厚生年金保険の被保険者にしていなかった従業員もいた。」と回答している上、請求者及び元従業員の一部が記憶する同僚の中には、同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない者も散見されることから、同社では、全ての従業員を厚生年金保険の被保険者にはしていなかったものと考えられる。

さらに、元事業主は、「厚生年金保険に加入させていた従業員は、雇用保険にも加入させていたと思う。」と陳述しているところ、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、元事業主は、「当時の資料は何も残っていないが、しっかり事務処理を行っていたので、厚生年金保険の被保険者ではない従業員の給与から保険料を控除することはない。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500181号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500027号

第1 結論

請求期間について、請求者のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年5月1日から平成5年4月1日まで

請求期間について、A株式会社における標準報酬月額(30万円)が、当時受け取っていた実際の給与の額と相違している。当時の預金通帳の写しを提出するので、請求期間に係る標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係るA株式会社の標準報酬月額(30万円)が、実際に受け取っていた給与の額と相違していると主張しているところ、請求者から提出された預金通帳によると、請求期間のうち平成3年9月から平成4年12月までについては、標準報酬月額より高い額の給与が事業主により振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、当該通帳からは、請求者が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたかについて確認することができない上、事業主は、「A株式会社は既に倒産しており、請求期間当時の関連資料はない。」と陳述している。

また、請求者が請求期間当時に住んでいた市役所に社会保険料の控除に関する資料について照会したが、「データの保存期間が10年であることから、請求期間に係る社会保険料の控除を証明することはできない。」と回答しているほか、管轄税務署も請求期間当時の資料はない旨回答している。

さらに、同僚11人に照会し、5人から回答が得られたが、いずれの同僚も給与明細書等は保管していないと回答している上、オンライン記録からは、請求者、事業主及び同僚の標準報酬月額が遡って訂正された事実も確認できない。

なお、雇用保険の記録により、雇用保険資格取得時の賃金は厚生年金保険の標準報酬月額と同じ30万円と記録されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。